

# 日本年金機構からのお知らせ

お願い

**被保険者データのCDによる提供は終了するため、被保険者データの受け取りは、オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください**

日本年金機構では、各種手続きのオンライン化を進めており、令和5年1月から社会保険に関する各種情報・通知書を電子送付する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始しています。本サービスでは、届書作成プログラムで使用するための被保険者データをオンラインで提供しています。

これを踏まえ、希望される事業主の方に被保険者データを収録したCDを郵送するサービスについては、郵便事故による個人情報の漏えいの防止や環境負荷の軽減の観点から、令和7年3月をもって終了する予定です。

なお、オンライン事業所年金情報サービスは、現在、GビズIDをお持ちの事業主の方のみ利用可能ですが、令和7年1月から、①電子証明書をお持ちの事業主の方、②社会保険事務を受託している社会保険労務士の方、についても利用可能とする等のサービスの拡大を予定していますので、被保険者データの受け取りは、本サービスをご利用いただきますよう、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひします。

※ サービスの詳細・ご利用方法は日本年金機構ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/online_jigyousho.html)

ご案内

## 令和6年度算定基礎届事務講習会

「算定基礎届」は、被保険者の実際の給与と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回標準報酬月額を見直すための届出です。「算定基礎届」の作成方法等について、6月に事務講習会を実施します。

事務講習会では「年収の壁・支援強化パッケージ」の制度説明や、社会保険事務手続きの変更点等の解説も予定しております。

日程および会場は、日本年金機構ホームページに4月上旬頃掲載しますので、こちらの二次元コードより「【事業主の皆さまへ】令和6年度算定基礎届事務講習会の開催」をご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/jimukoshukai.html>

お願い

## 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

社会保険料を口座振替で納付いただくことで、毎月金融機関等に行く必要がなくなり便利です。口座振替を開始したあとは、納め忘れの防止になり、口座振替手数料のご負担もありません。

また、厚生年金保険料等の還付が発生した場合、原則口座振替を行っている口座に還付を行うため、還付請求書の提出が不要です。

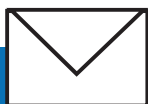
口座振替を希望する場合は、「健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入のうえ、口座振替を利用する金融機関の確認を受けた後、所在地を管轄する事務センターもしくは年金事務所へ郵送するか、年金事務所の窓口にご提出ください。

口座振替の詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

## お願い 大型連休前後の届書の提出

例年、5月の連休の前後は、各種届書の提出が多くなります。迅速な処理に努めてまいります、以下の2点にご理解いただきますようお願いいたします。

- ① 連休前に届書を提出した場合、健康保険被保険者証の到着までに通常より日数を要することがあります。
- ② 届書を提出する時期によっては、届書の内容を翌月の保険料告知額に反映できず、翌々月の反映となる場合があります。



## 年金だより

### 年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

#### 【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

### 出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

「年金委員制度」の詳細や「出張相談」の開催場所・日程等は、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

#### 日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



#### 日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>